

第6回 衛生薬学担当教員会議 議事録

日時：平成25年3月1日（金）13:30～17:25

場所：東京ガーデンパレス（東京東京都文京区湯島）

委員長挨拶 鍛冶 利幸（東京理科大学薬学部）

委員長より、幹事の紹介、配布資料の確認、会場に関するお知らせ、日程の確認のあと、モデル・コアカリキュラムの改訂が進んでいること、衛生薬学の根幹の1つである衛生試験法に関する議論が重要となっていること、および社会から養成されている（衛生）薬学について学びたいとの挨拶があった。そのために、(1) 薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂の現状について、(2) 衛生試験法について、(3) 企業研究者の講演、から本担当教員会議を構成したとの説明があった。また、新幹事として永瀬久光先生（岐阜薬科大学 教授）を補充したとの報告があり、了承された。永瀬新幹事から就任の挨拶があった。

第一部 薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂の現状について

講演者：太田 茂 先生（広島大学大学院医歯薬学総合研究科 教授）

改訂の経緯と具体的な作業方法について説明があった。

コアカリが「モデルカリキュラム」になっている傾向を変え、(1) 分かりやすい、(2) 改訂部分が明確である、(3) 方略はできるだけ各大学に委ねる、(4) SBOの数を現行の70%程度に減少させる、(5) 平成27年度から実施する、を念頭に作業が進められていることが述べられた。その後、配布資料に基づき、改訂内容が詳細に説明された。

講演後、参加者から毒物の分析の扱い、SBOの表現、実習の時間数、栄養学の扱い、異物代謝と薬物代謝の扱い、等について、活発な質疑応答が行われた。

第二部 衛生試験法・注解、必携・衛生試験法について（パネルディスカッション）

パネリスト：中室 克彦 先生（摂南大学理工学部 教授）

衛生試験法・注解および必携・衛生試験法の歴史と課題について説明があった。

その中で、衛生薬学の発展の中で衛生試験法・注解が作成され、現在、多くの専門委員会によって執筆・改訂されていることが述べられた。また、収載されている内容は、法規にあまりとらわれずに衛生試験法として必要なものについて独自に標準を示しており、特に最近ではチャートを挿入したり表現を分かりやすくするなどの工夫が行われていることの説明があった。

併せて、必携・衛生試験法の特徴について説明があった。実習に使いやすい工夫が多く行われているが、実習書としての採用は進んでいないことが報告された。

パネリスト：佐藤 雅彦 先生（愛知学院大学薬学部 教授）

必携・衛生試験法の利用状況に関するアンケート調査結果について報告があった。

衛生試験法・注解について、2015年の改訂に向けて売り上げを伸ばしたいが、2010年版は2005年版の約半分の売り上げであることが報告された。要説や必携は実習書として使っていただくために作成したが、売り上げは伸びていない。平成24年度に必携・衛生試験法を実習書として使ったのは、74校中20校に過ぎない現実がある。

一方、衛生薬学実習を実施していない大学が3校あることや、実習で必携レベルの本を売るのが難しい大学もあることが説明された。

大学教員からは、ページ数を減らす（学生実習でやらない項目が多すぎる）、文字を大きくす

る、フローチャートなどをもっと多用して分かりやすくする、試験項目の背景や注意事項を増やす、カラーページを増やす（例えば滴定の終末点の色が分かるように）、などの要望が出ていることの説明があった。

パネリスト：永瀬 久光 先生（岐阜薬科大学）

学校薬剤師業務と衛生試験法について説明があった。

学校薬剤師の仕事については、毎年のように薬剤師国家試験に出題されている。その中で、教室等の環境衛生、水質、備品の管理、清掃などに関する薬剤師の職務が問われている。そのことに鑑みると、学校薬剤師業務を衛生試験法の本の中に組み込み、平成21年4月に改訂されレベルアップした学校環境衛生基準において学校環境衛生の分析の専門家であるべき薬剤師の育成にふさわしい教育が行わなければならないとお話があった。一方で、現実には薬剤師自身が分析できないために、専門的分析機関に依頼する項目が増えている現実について避けるべきであるとの説明があった。

今後のあり方として、実務実習において半日～2日程度、学校薬剤師体験を行っている先進的な例について紹介があった。学校薬剤師が本来分析すべき学校環境衛生基準を本当に自身でやるべきであるとするならば、必携を実習教科書として持っていた方がよいとお話があった。

パネリスト：河村 典久 先生（金城学院大学薬学部）

衛生試験法の現場での活用状況と要望をお話された。

衛生試験法・注解は人の健康と健全な環境を保全するための各種試験法を網羅しており、必携・衛生試験法はぜひ学生実習に使ってほしいと要望されたあと、水質試験および食品試験における衛生試験法・注解の位置付けの現状について説明があった。

その上で、現在の薬学部の学生実習が必携・衛生試験法に対応していない部分が多い現状について説明があった。また、例えば水質試験において試験液を機器に注入するだけのような実習ではなく、反応を目で確認するような実習が教育に効果的ではないか等のお話があった。

総合討論

必携・衛生試験法に薬毒物試験法や裁判化学関連の内容を入れてはどうか、実際に十数校が薬毒物試験法の実習を行っている、などの議論が行われた。

第三部 企業研究者の講演「革新的な医薬品の創出を目指して」

講演：岡部 尚文 先生（中外製薬株式会社 執行役員 研究本部長）

製薬企業における研究開発の例を詳細に講演され、その内容を踏まえ、欲しい人材として、「妥協しない（技術や質にこだわる）」「人のやっていないことにチャレンジする」「世界で勝負する（英語力が必要）」「明るく失敗にめげない」を挙げられた。その上で、大学では基礎研究をしっかり教えてほしいというお話があった。

その他

委員長より任期の2年を終えたことの挨拶があった。続いて、次期委員長として岐阜薬科大学の永瀬 久光 先生の推挙があり承認された。永瀬新委員長から就任の挨拶があった。

姫野誠一郎先生（徳島文理大学薬学部）から第18回薬剤師国家試験問題検討委員会・衛生薬学部会（徳島）の案内があった。